

(表面)

様式第1号の2 (第4条関係)

年 月 日

## 保育所等の利用者等でない旨の誓約書

私は、板野町「とくしま在宅育児応援クーポン事業」実施要綱第3条が定める受給資格を、全て満たしていることを誓約します。

また、虚偽の申請を行った場合は、町長の指示に従います。

板野町長 殿

申請者

住 所

氏 名

(裏面)

クーポン受給資格者

【板野町「とくしま在宅育児応援クーポン事業」実施要綱】

(クーポン受給資格者)

第3条 クーポンの交付を受けることができる者は、次の各号の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 板野町内に住所を有する0歳から2歳の子どもを、保育所等を利用せず在宅で育児している保護者であること。（「住所を有する」とは、住民基本台帳に記載されている場合を、「保育所等を利用」とは、クーポンの交付を受ける権利の発生する日において子どもを保育所等に預けており、当該権利の発生する日以降の預ける期間が1カ月以上継続するものであって、週当たりの預ける日の合計が4日以上かつ1日当たり4時間以上である場合をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額が169,000円未満であること。ただし、同号の「教育・保育給付認定保護者」を「クーポンの交付を受ける保護者」と、「特定教育・保育のあった月」を「クーポンの交付を受ける権利の発生した月」と読み替える。
- (3) クーポンの交付の対象となる子どもが、子ども・子育て支援法第30条の4第3号に規定する子どもでないこと。
- (4) クーポンの交付の対象となる子どもが、令和5年3月31日までに出生した子どもであること。